

令和6年第12回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和6年12月26日(木) 13時35分
出席農業委員 (18名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (1名)	3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者)
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主任主事 富田 真宏 主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)及び農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について

開 会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第12回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は18名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 17 番委員と 18 番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第 1 号「農地利用変更届」について議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 1 件提出されておりますので審議を求めます。 国分 1 を 3 番委員に代わり 13 番委員
13 番委員	1 号 1 番。届出は国分南中学校の北西と検校橋交番の東に位置し、現況はどちらも田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は表土を剥ぎ取り、シラス等で 0.3～0.4m 盛土を行い、剥ぎ取った表土を敷きならすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第 2 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題といたします。農用地利用集積計画案等を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 5 件、利用権設定 170 件、中間管理権設定 10 件、合計 185 件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 91 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括して報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 5 件、筆数 13 筆、面積 28,405 m ² 。利用権設定 170 件、筆数 276 筆、面積 354,557 m ² 。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定 10 件、筆数 28 筆、面積 60,526 m ² 。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕

議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。
--------	---

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が19件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、隼人1、横川2を1番委員。
1番委員	3号1番。申請地は長浜公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号2番。申請地は横川消防団山ヶ野分団古城地区拠点施設の南東に位置し、現況は田と畑である。申請地には※※さんが令和15年2月まで使用収益権を設定しているが、今回の申請と同時に合意解約書が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分3から5まで3番委員に代わり13番委員。
13番委員	3号3番。申請地は野口生活改善センターの北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うものですが、令和4年9月に取得した田を一度も耕作せずに今年も近隣から苦情があったため必要な農作業に常時従事するとは認められない。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められない。調査の結果、農地法第3条第2項の4号・6号に該当すると思われるため、不許可相当と思われる。 3号4番。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号5番。申請地は検校橋交番の北東に位置し、現況は田である。申請地には受人が使用収益権を設定している。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分6を10番委員。
10番委員	3号6番。申請地は、こがのもりコミュニティ広場の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分7、8を17番委員。

17 番委員	<p>3号7番。申請地は野坂公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号8番。申請地は敷根地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分9、10を18番委員。
18 番委員	<p>3号9番。申請地は萩之元公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地は4筆あり、※※さんが令和7年4月、8月まで、令和9年7月までそれぞれ使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号10番。申請地は湊地区コミュニティ広場の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人11を5番委員。
5 番委員	<p>3号11番。申請地は朝日公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人12を13番委員。
13 番委員	<p>3号12番。申請地は隼人インターチェンジの南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川13、14を16番委員。
16 番委員	<p>3号13番。申請地は下小脇公民館の北東に位置し、現況は畑と倉庫である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号14番。申請地は木浦公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと</p>

	認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 15 を 8 番委員。
8 番委員	3 号 15 番。申請地は持松 1 区公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地は、受入である※※さんが利用収益権を設定して耕作している。受入の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島 16、17 を 4 番委員。
4 番委員	3 号 16 番。申請地は栢田公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には受入である※※さんが使用収益権を設定している。受入の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3 号 17 番。申請地は大窪公民館の北西に位置し、現況は不耕作地であるが、取得後、田は水稻、畑は野菜を作付けすることである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受入の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 18、19 を 7 番委員。
7 番委員	3 号 18 番。申請地は止上公民館の東に位置し、現況は田である。申請地に所有権以外の使用収益権は設定されていない。受入の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3 号 19 番。申請地は牧内公民館の南に位置し、現況は田及び畑、一部イチョウが植えてある。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受入の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、委員報告のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は委員報告のとおりとすることに決定いたしました。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 9 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず国分 1、2 を 1 番委員。
--------	--

1 番委員	<p>4号1番。申出地は春山公園の南に位置し、現況は実行済みである。なお、平成27年1月頃、農業用物置、作業所にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農業用物置、作業所にするものであり、計画性も妥当であり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号2番。申出地は国分南小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島3を2番委員。
2 番委員	<p>4号3番。申出地は梅之木自治公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は通路、木材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和7年1月11日から令和7年4月10日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分4、5を18番委員。
18 番委員	<p>4号4番。申出地は黒石公民館の北西に位置し、現況は山林と通路である。なお、1,200㎡の内、年月日不詳ではありますが、一部原野化と通路整備をしてしまったと経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林と通路にするものであり、既に実行済みである。また、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号5番。申出地は国分武道館の南東に位置し、現況は造成済みである。なお、平成22年10月頃造成済みにしてしまったと始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするもので、既に実行済みである。また、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人6を5番委員。
5 番委員	<p>4号6番。申出地は宇都山公民館の北西に位置し、現況は実行済みである。なお、昭和52年頃一般住宅1棟、車庫として利用していたという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅1棟、農業用倉庫1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接する宅地338.64㎡を一体利用するもので、全体計画面積は625.64㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺7を14番委員。

14 番委員	4号7番。申出地は溝辺家畜審査場の東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。対象地の田は飛び地で橋を渡る必要があるが、橋が壊れそうであって壊れる前に転用し山林として管理したいとのことでした。以上です。
議長（会長）	次に、牧園8を6番委員。
6 番委員	4号8番。申出地は万膳小学校の南東に位置し、現況は農業用倉庫、通路、資材置場である。なお、年月日不詳で整備済みの経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫2棟、通路、駐車場、資材置場にするものであり、既に実行済みである。また、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島9を4番委員。
4 番委員	4号9番。申出地は栢田公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終了しましたが、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。 つきましては、1月10日 開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取することにいたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が16件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。 まず、国分1から4、隼人5を2番委員。
2 番委員	5号1番。申請地は久保田公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 5号2番。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅を建築するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載し

	<p>である措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号3番。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は、工事用仮設道路、駐車場、資材置場を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和7年1月11日から令和7年8月10日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>5号4番。申請地は下井地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作地である。なお、令和4年10月頃造成済みにしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、資材置場、駐車場、倉庫1棟を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号5番。申請地は宇都山公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、建売住宅3棟を建築するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分6、7を10番委員。
10番委員	<p>5号6番。申請地は国分北小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅7棟と通路を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号7番。申請地は西瓜川原公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分8を17番委員。
17番委員	5号8番。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人9、10を12番委員。
12番委員	5号9番。申請地は姫城温泉東公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。

	<p>5号10番。申請地は隼人姫城地区公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく、隼人11から14を13番委員。</p>
13番委員	<p>5号11番。申請地は隼人中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号12番。申請地は松山公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号13番。申請地は人権啓発センターの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅2棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号14番。申請地は市営住吉住宅の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、溝辺15を1番委員。</p>
1番委員	<p>5号15番。申請地は竹山公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地283㎡を一体的に利用するもので、全体計画面積は490.39㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、福山16を19番委員に代わり15番委員。</p>
15番委員	<p>5号16番。申請地は比曾木野地区十文字ヶ丘公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。 つきましては、1月10日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による事業計画変更申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 国分1を2番委員。
2番委員	6号1番。申請地は下井地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。なお、令和4年10月頃造成済みにしてしまったと始末書が添付されている。当初の転用目的は建売住宅1棟であったが、今回の目的は資材置場、駐車場、倉庫1棟を建設するものである。周辺農地の用排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。 以上で、令和6年第12回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和6年第12回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 14時30分